

# 三条市国民保護計画

三 条 市



# 目 次

<b>第1編 総論</b>	1
<b>第1章 計画作成の趣旨</b>	1
1 市の責務及び三条市国民保護計画の位置付け	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 三条市地域防災計画との関連	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
5 用語の定義	3
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	6
<b>第3章 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱等</b>	8
1 関係機関の責務	8
2 各機関の事務又は業務の大綱	9
<b>第4章 三条市の地理的、社会的特徴</b>	12
1 地形	12
2 気候・気象	12
3 人口の状況	13
4 道路の位置等	14
5 鉄道の位置等	14
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態の概要等</b>	15
1 武力攻撃事態の類型	15
2 緊急対処事態の類型	16
<b>第2編 平素からの備え等予防に関する計画</b>	17
<b>第1章 市における組織・体制の整備等</b>	17
1 市の各部局における平素の業務	17
2 市職員の参集基準等	18
3 代替職員、交代要員等	19
4 消防機関の体制	19
5 国民の権利利益の救済に係る手続等	19
<b>第2章 関係機関との連携体制の整備</b>	21
1 基本的考え方	21
2 県との連携	21
3 他の市町村との連携	22
4 指定公共機関等との連携	22
5 ボランティア団体等に対する支援	22
6 地域コミュニティによる共助意識の醸成	23
<b>第3章 通信の確保</b>	24
1 非常通信体制の整備	24

2	非常通信体制の確保	24
<b>第4章</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	<b>26</b>
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	30
<b>第5章</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>32</b>
1	研修の実施	32
2	訓練の実施	32
<b>第6章</b>	<b>避難・救援体制の整備</b>	<b>34</b>
1	避難に関する基本的事項	34
2	救援に関する基本的事項	34
3	避難施設の指定	35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	36
5	特に注意を要する施設の避難計画	36
6	避難実施要領の作成	37
<b>第7章</b>	<b>医療救護体制の整備</b>	<b>38</b>
1	医療救護体制の確立	38
2	医療資器材の確保	38
<b>第8章</b>	<b>災害時要援護者の支援体制の充実</b>	<b>39</b>
1	災害時要援護者への配慮	39
2	社会福祉施設等における安全確保対策	39
3	園児、児童及び生徒への配慮	40
<b>第9章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	<b>41</b>
<b>第10章</b>	<b>市が管理する公共施設等における警戒</b>	<b>42</b>
<b>第11章</b>	<b>物資及び資材の備蓄等</b>	<b>43</b>
1	物資及び資材の備蓄、整備	43
2	防災のための備蓄との関係	43
3	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	43
<b>第12章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>44</b>
1	国民保護措置に関する啓発	44
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	44
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処に関する計画</b>	<b>45</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の整備</b>	<b>45</b>
1	警戒体制	45
2	緊急事態警戒本部	46
3	市対策本部への移行	46
4	市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	46
5	警戒区域の設定等	46

6	災害対策基本法との関係	47
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の組織・運営計画</b>	<b>48</b>
1	市対策本部の設置	48
2	市対策本部の組織及び分掌事務	49
<b>第3章</b>	<b>関係機関の相互協力体制</b>	<b>52</b>
1	国・県の対策本部との連携	52
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	52
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	52
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	53
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	53
6	市の行う応援等	54
7	ボランティア団体等に対する支援等	54
8	住民への協力要請	55
<b>第4章</b>	<b>武力攻撃事態等における通信の確保</b>	<b>56</b>
1	情報通信手段の確保	56
2	情報通信手段の機能確保	56
3	通信輻輳により生じる混信等の対策	56
<b>第5章</b>	<b>警報・避難指示の伝達</b>	<b>57</b>
1	警報の伝達等	57
2	警報の伝達方法	58
3	緊急通報の伝達及び通知	58
4	避難指示の通知・伝達	58
<b>第6章</b>	<b>避難の実施</b>	<b>60</b>
1	事態に応じた避難の種類と対処	60
2	避難実施要領	62
3	避難住民の誘導	65
4	避難住民の受入れ	67
5	避難所等における安全確保等	67
6	避難後の状況の変化に応じた措置	68
7	避難長期化への対処	68
8	避難住民等の輸送力の確保	68
9	避難指示の解除	68
<b>第7章</b>	<b>災害時要援護者の避難等への配慮</b>	<b>69</b>
1	災害時要援護者への配慮	69
2	病院、社会福祉施設における対策	69
3	園児、児童及び生徒への配慮	70
<b>第8章</b>	<b>救援の実施</b>	<b>71</b>
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72

4	医療救護活動	74
5	被災者の捜索及び救出	76
6	死体の捜索、処理、火葬及び埋葬	76
<b>第9章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>78</b>
1	安否情報の収集	79
2	県に対する報告	80
3	安否情報の照会に対する回答	80
4	日本赤十字社に対する協力	83
<b>第10章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>84</b>
1	武力攻撃災害への対処等	84
2	生活関連等施設の安全確保	84
3	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	85
4	NBC攻撃による災害への対処	86
5	応急措置等	89
<b>第11章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>93</b>
1	被災情報の収集	93
2	被災情報の報告	93
<b>第12章</b>	<b>保健衛生の確保</b>	<b>94</b>
1	保健衛生の確保対策	94
2	防疫対策	94
3	食品衛生確保対策	94
4	栄養指導対策	94
5	廃棄物の処理対策	94
<b>第13章</b>	<b>ボランティア受入計画</b>	<b>95</b>
1	安全の確保	95
2	市ボランティアセンターの設置	95
<b>第14章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>96</b>
<b>第4編</b>	<b>復旧に関する計画等</b>	<b>99</b>
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	<b>99</b>
1	基本的考え方	99
2	ライフライン施設の応急の復旧	99
3	輸送路の確保に関する応急の復旧	99
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	<b>100</b>
1	基本的考え方	100
<b>第3章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>101</b>
1	被災者のための相談、支援等	101
2	住宅対策	102
3	生活関連物資等の価格安定	102
4	生活基盤等の確保	102

<b>第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b> . . . . .	103
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 . . . . .	103
2 損失補償、実費弁償及び損害補償 . . . . .	103
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん . . . . .	103
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b> . . . . .	104
1 緊急対処事態 . . . . .	104
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 . . . . .	105